

最近の会内外の状況について

副会長 兼原 史生

1. 第1回臨時総会

昨年12月18日に第1回臨時総会が行われ、多数会員の出席の下、活発な議論が行われた末に、第1号ないし第18号のすべての議案について承認を得た。このうち、第1号議案は研修の充実等に伴う補正予算の件、第2号議案は名古屋分室移転の件、第3号議案は会則一部改正の件、第4号ないし第18号議案は会令の一部改正・制定の件であり、特に会令の一部改正に関連する議案については、主として正副会長会の権限ないし位置付けについての解釈をめぐって多くの質問および討論があった。

弁理士法第63条第2項は「会長は、弁理士会を代表し、その会務を総理する」と規定しており、会長が日本弁理士会を代表して会務を執行する権限を専有することを定めている。一方、正副会長会は弁理士法には定めがなく、会則で定められた組織体であり、その職務について会則第69条第2項に規定されているが、会長が日本弁理士会の代表者として会務を執行するに際しては、正副会長会において十分に審議を行った上で議決し(会則第72条第2項)、これを会長の意思決定に反映させることを実質的な機能として位置付けたものと理解される。

以上の理解に基づいて、また、例規改正特別委員会および例規委員会においても十分に議論していただいた上での答申を得て、今回の会則・会令の一部改正・制定を議案提出し承認いただいたものであるが、会員の意見を十分に聴取した上で、例規全般の整合性を図る観点から、弁理士法の趣旨や精神に沿った方向への会則改正をも視野に入れてさらに検討していきたい。

2. 能力担保研修

研修所のご尽力により、特定侵害訴訟に関する訴訟代理人となるための能力担保研修の概要がほぼ固まった。初年度研修生は、東京が1クラス60人×9クラス=540名、大阪50人×4クラス=200名、名古屋60人×1クラス、中国四国50人×1クラスの合計850名の規模であり、1コマ90分の講義・演習を30コマ計45時間実施する。日程は5月開講・9月終了の予定である。

なお、能力担保研修の効果確認として行われる特定侵害訴訟代理業務試験の受験手数料は、弁理士法施行令の一部を改正する政令(昨年12月18日公布)により7,200円と定められた。

3. 知的財産基本法の成立

昨年11月27日に知的財産基本法が成立した。今後は、これに基づいて「知的財産戦略本部」が設置され、「知的財産推進計画」が策定されて、「知的財産戦略大綱」に謳われた知的財産立国の実現に向けた諸施策がいよいよ具体的に展開されてゆくことになる。このような動きに対して、昨年9月に設置した「知的財産制度改革推進会議」を中心とした議論を踏まえて日本弁理士会としての提言や要望をタイムリーに取り纏めていくとともに、「知的財産戦略本部」内に設置が予想される検討会に弁理士が参加できるよう尽力する所存である。

4. 特許料金体系の見直し

昨年9月に産業構造審議会知的財産政策部会に設置された特許制度小委員会において、審査請求料の値上げを含む特許料金体系の見直しに関する審議が行われ、12月19日に提示された中間とりまとめ案では、審査請求料を20～25万円前後程度の範囲に引き上げることを含む特許料金体系の全般的な見直しの方向性が提案されるとともに、中小・ベンチャー企業に対する軽減措置の拡充、審査請求後の出願取り下げの場合の審査請求料一部返還、民間の先行技術調査能力の向上のための環境整備等についても検討すべきこととされている。

正副会長会としては、審査請求料の大幅値上げについては大方の会員が反対していることを承知しており、このことを知的財産基本法の国会審議の過程で衆議院経済産業委員会において笹島会長が参考人として答弁しており、また、特許庁首脳部にも再三伝えてきた。併せて、特許審査の迅速化・適正化に向けた対策を総合的観点から検討すべきことを要望し、このための具体的方策として、審査官の大幅増員、民間調査機関の育成・審査請求の取下げと審査請求料の返還等を含めた制度運用上の改善、審査審判に対する弁理士の積極活用等を提案した。上記の中間とりまとめ案では、当会の主張が一部採用された形であり、この点では評価することができるものの、20～25万円として提案されている審査請求料は余りに高額に過ぎるので、この点の是正を求めている。

「パテント」本文をホームページに掲載しています

本誌は、2002年1月号から本文を日本弁理士会ホームページ（URL=<http://www.jpaa.or.jp/>）でもご覧になれます。

各月号のホームページへの掲載開始は、「パテント」発行月から2ヵ月後の月初めとします。掲載記事の全文検索も可能となる予定です。

1985年1月号以降の掲載記事については、同じく日本弁理士会ホームページから目次検索が可能となっていますので併せてご活用下さい（URL=<http://ucgi.jpaa.or.jp/pindex/>）。

なお、本誌はこれまで通り定期購読が可能です。掲載記事を発行月に確実にご覧になりたい方は定期購読をご利用下さい。

日本弁理士会広報課 行 FAX 03-3581-9188

パテント定期購読申込書

ふりがな お名前		ふりがな 団体名	
送付先住所	〒 -		
電話番号	() -	定期購読開始号	
FAX番号	() -	年 月号から1年間	

「パテント」誌の年間購読をご希望の方は、上記の購読申込用紙にご記入の上、FAXして下さい。

（宛先: 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2 日本弁理士会広報課パテント担当行）

年間購読料 9,450円（送料・消費税込） 海外からの申込は、雑誌代 8,400円（@700×12）+送料